手延べ干しめんの生産行程についての検査方法

制 定 平成16年8月4日農林水産省告示第1470号

改 正 平成18年2月28日農林水産省告示第210号

改 正 平成27年3月27日農林水産省告示第714号

最終改正 平成30年3月29日農林水産省告示第688号

(適用の範囲)

第1条 この検査方法は、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第2項の規 定による認証を受けた生産行程管理者及び同法第30条第2項の規定による認証を受けた外国生産 行程管理者(以下「認証生産行程管理者等」という。)が行う手延べ干しめんの生産行程につい ての検査に適用する。

(生産行程についての検査)

- 第2条 手延べ干しめんの生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が生産荷口(原料及び製造条件が同一と認められる手延べ干しめんをいう。以下同じ。)ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。
 - 一 当該生産荷口の生産行程の管理記録(生産に係る事業所の所在地、小麦粉に対する食塩水の 配合割合、手作業の行程及び熟成期間についての記録をいう。以下同じ。)の作成及び保管が 適正であることの確認
 - 二 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認
 - 三 当該生産荷口に係る生産の方法が手延べ干しめんの日本農林規格(平成16年6月18日農林水産 省告示第1189号)第3条に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当 該生産行程の管理記録の調査による確認

最終改正の改正文(平成30年3月29日農林水産省告示第688号)抄 平成30年4月1日から施行する